

平成24年3月6日
第2365号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建築基準法による道路位置の指定（96・鹿角地域振興局建設部）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（97・秋田地域振興局総務企画部）…………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（98・平鹿地域振興局建設部）…………… 1
- 道路区域の変更（99・平鹿地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定（北秋田地域振興局農林部）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 2

告 示

秋田県告示第96号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成24年3月6日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市花輪字下中島121番地 有限会社 日鹿不動産 代表取締役 田中 幸子	鹿角市花輪字福土14番 8、14番8地先	52.20メートル	5.00メートル	平成24年2月28日

秋田県告示第97号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月6日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成24年2月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
猿田興業株式会社
秋田市山王六丁目1番24号
代表取締役 猿田 五知夫
秋田県知事許可（般-18）第4370号
- 3 処分の内容
土木工事業及び電気工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年2月22日付で土木工事業及び電気工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年3月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
横手市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横手都市計画公園事業 5・6・101号横手公園
- 3 事業施行期間
昭和59年7月24日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年3月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	野崎十文字線	横手市大雄字耳取128番2地先から字精兵村20番2まで	9.10～22.00	0.964
	新	野崎十文字線	〃	13.60～25.20	0.964

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年3月6日から同月19日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大館市曲田字曲田82番地畠山和夫ほか16人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（沢口地区ため池等整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年3月7日から同年4月4日まで
- 3 縦覧場所 大館市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市上北手小山田土地改良区から次のとおり役員
の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

秋田市上北手百崎字石川105番地1

鈴 木 正 美

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市上北手小山田土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市上北手小山田字小山田132番地
 〃 〃 字桜田266番地2
 〃 上北手大杉沢字藤根34番地
 〃 上北手大戸字関上218番地1
 〃 上北手百崎字境田131番地
 〃 上北手荒巻字前田143番地2

松 本 重 春
 鎌 田 精 一
 手 塚 孝 志
 佐 藤 宏 悦
 武 藤 一 夫
 熊 谷 昇 作

2 就任理事の住所及び氏名

秋田市上北手小山田字小山田132番地
 〃 〃 字桜田266番地2
 〃 上北手大杉沢字藤根58番地
 〃 上北手大戸字関上218番地1
 〃 上北手百崎字境田131番地
 〃 上北手荒巻字前田143番地2

松 本 重 春
 鎌 田 精 一
 鈴 木 憲 悦
 佐 藤 宏 悦
 武 藤 一 夫
 熊 谷 昇 作

3 退任監事の住所及び氏名

秋田市上北手大杉沢字家ノ前31番地
 〃 上北手荒巻字荒巻124番地
 〃 上北手大戸字関上78番地

手 塚 悦 夫
 浅 利 進
 澤田石 文 男

4 就任監事の住所及び氏名

秋田市上北手大杉沢字家ノ前31番地
 〃 上北手大戸字関上78番地
 〃 上北手百崎字境田190番地4

手 塚 悦 夫
 澤田石 文 男
 鈴 木 久 忠

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松 原 巧	秋田市山王七丁目5番29号